

税第1056号
令和2年10月14日

一般社団法人
千葉県環境保全協議会会長様

千葉県不正軽油防止対策協議会会长
千葉県総務部税務課長 見山直
(公印省略)

不正軽油防止対策に係るチラシ等の送付について

日頃から、当協議会事業の推進に御協力いただき御礼申し上げます。
さて、千葉県では、秋と冬に「不正軽油防止強化旬間」を定めているほか、
10月は「全国不正軽油撲滅強化月間」として、県内各所における集中的な
一斉路上抜取調査の実施や広報等による啓発活動を行い、不正軽油の防止に
取り組んでおります。
そこで、この期間に連動した取り組みとして、本年度当協議会で作成した不正
軽油防止対策に係るチラシ及びリーフレットを下記のとおり送付しますので、
会員法人等各位に配布いただきますようお願いします。

記

送付部数	チラシ	200部
	リーフレット	200部

全国及び千葉県の不正軽油防止に係る強化期間

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 秋の不正軽油防止強化旬間 (9月1日から同月10日まで) | 千葉県 |
| 2. 冬の不正軽油防止強化旬間 (12月1日から同月10日まで) | 千葉県 |
| 3. 不正軽油撲滅強化月間 (10月1日から同月31日まで) | 全 国 |

【担当】
千葉県総務部税務課軽油引取税室
主事 越後谷孝大
電話：043-223-2170